



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
8月23日
第336号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
道路区域の変更(道路保全課).....	1
道路の供用開始(道路保全課).....	1
○ 公 告	
落札者決定の公告(下水道課).....	2
○ 人 事 委 員 会 公 告	
令和4年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)(経験者採用)公告.....	2

告 示

滋賀県告示第341号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年8月23日から令和4年9月6日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	神郷彦根線	彦根市西今町字四天王446番1地先から	変更後	最小 9.4m	7.4m	管理界の変更に伴う道路区域の変更
		彦根市西今町字四天王446番1地先まで		最大 15.0m		
		彦根市西今町字四天王446番1地先から	変更前	最小 9.4m	7.4m	
		彦根市西今町字四天王446番1地先まで		最大 11.4m		

滋賀県告示第342号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年8月23日から令和4年9月6日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
-----	---------	----------	----

神郷彦根線	彦根市西今町字四天王446番1地先から 彦根市西今町字四天王446番1地先まで	令和4.8.23 9時	L=7.4m
-------	--	----------------	--------

公 告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年8月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥収集運搬業務および処分業務委託(その2) 一式
- 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4213
- 落札者を決定した日 令和4年6月16日(木)
- 落札者の氏名および住所
収集運搬・処分 三重中央開発株式会社 代表取締役 平井俊文 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
- 落札金額(消費税および地方消費税込み)
収集運搬・処分 36,080円/t
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年5月6日(金)

人 事 委 員 会 公 告

令和4年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)(経験者採用)公告

令和4年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)(経験者採用)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和4年8月23日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
行 政	10人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所などの地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務
総 合 土 木	2人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

- 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
- 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

- 試験日 令和4年11月20日(日)

(2) 場所

ア 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

イ 都道府県会館(東京都千代田区平河町二丁目6番3号)

(3) 方法 大学卒業程度の筆記試験および適性検査を、次の方法により行います(200点満点)。

ア 「行政」 筆記試験(教養試験およびアピールシート)および適性検査を次の方法により行います。

(ア) 教養試験(配点100点) 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学、現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。40問出題、全問必須解答とします。

(イ) アピールシート(配点100点) 民間企業等での経験の中で最も大きいと思う成果とその内容について、「取り組んだ時期」、「リーダー等の役職」、「果たした役割」、「発揮した能力」を明確にして具体的に800字程度で記入するとともに、記入した経験や能力を県職員として業務遂行する上でどのように活かせるかについて、400字程度で記入していただきます。試験時間中に資料等の閲覧はできません。

なお、第1次試験において、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合は、アピールシートは採点されません。アピールシートは第2次試験口述試験の参考資料としても使用します。

(ウ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

イ 「総合土木」 筆記試験(職務基礎力試験、専門試験およびアピールシート)および適性検査を次の方法により行います。

(ア) 職務基礎力試験(配点50点) 択一式により、公務に必要な基礎的な知的能力についての筆記試験(「社会的関心と理解について問う分野」、「言語的な能力を問う分野」、「論理的な思考力を問う分野」の3つの分野から出題)を行います。75問出題、全問必須解答とします。

(イ) 専門試験(配点50点) 記述式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。出題分野は別表のとおりです。複数問出題し、うち4問選択解答とします。

(ウ) アピールシート(配点100点) 民間企業等での経験の中で最も大きいと思う成果とその内容について、「取り組んだ時期」、「リーダー等の役職」、「果たした役割」、「発揮した能力」を明確にして具体的に800字程度で記入するとともに、記入した経験や能力を県職員として業務遂行する上でどのように活かせるかについて、400字程度で記入していただきます。試験時間中に資料等の閲覧はできません。

なお、第1次試験において、職務基礎力試験または専門試験の成績が一定の基準に達しない場合は、アピールシートは採点されません。アピールシートは第2次試験口述試験の参考資料としても使用します。

(エ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

(4) 第1次試験合格者の発表 令和4年12月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

(1) 日時および場所 令和4年12月中旬の土曜日および日曜日に大津市内で行う予定です。詳細は、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験および口述試験を、次の方法により行います(500点満点)。

ア 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。

イ 口述試験(配点400点) 人物について、個別面接(プレゼンテーションを含む。)および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

5 最終合格者の発表 令和5年1月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和5年4月1日を基本としつつ、合格者に令和4年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)等により経歴その他を勘案の上、決定しますが、大学卒業後企業等に5年間勤務した27歳の人で、月額230,909円(地域手当を含みます。)です。

そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和4年4月1日現在のものです。

- (3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、システム上試験区分の変更はできません。

- (2) 受付期間 令和4年10月4日(火)午前9時から令和4年11月4日(金)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

- (3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)に基づき口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。(ただし、滋賀県の休日を守る条例(平成元年滋賀県条例第10号)で定める県の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日および12月29日から翌年の1月3日までの期間)は受付していません。)

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験または職務基礎力試験の正答数および専門試験の得点	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

別表

試験区分	出題分野
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、測量、材料・施工、土質工学、都市計画、土木計画、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。